

平生町告示第40号

令和3年第8回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年8月16日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和3年8月19日

2 場 所 平生町議会議事堂

3 付議事項

(1) 令和3年度平生町一般会計補正予算

(2) 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例

---

○開会日に応招した議員

中丸 和則君

中村 武央君

中本 敦子さん

赤松 義生君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

村中 仁司君

中川 裕之君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第8回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和3年8月19日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年8月19日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第39号 令和3年度平生町一般会計補正予算  
日程第5 議案第40号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第39号 令和3年度平生町一般会計補正予算  
日程第5 議案第40号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君  | 2番 中村 武央君  |
| 3番 中本 敦子さん | 6番 赤松 義生君  |
| 7番 河藤 泰明君  | 8番 岩本ひろ子さん |
| 9番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 村中 仁司君 |
| 13番 中川 裕之君 |            |
- 

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 局長 金岡 泰史君 | 書記 園崎 宏史君 |
|-----------|-----------|
-

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君  
会計管理者 …………… 田坂 孝友君 総務課長 …………… 中尾 和正君  
町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん  
総務課長補佐兼財務班長 …………… 久保 秀幸君

---

午前9時00分開会・開議

- 議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第8回平生町議会臨時会を開会いたします。  
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。
- 

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

- 議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、村中仁司議員、中丸和則議員を指名いたします。
- 

**日程第2. 会期の決定**

- 議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。
- 

**日程第3. 諸般の報告**

- 議長(中川 裕之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。  
諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和3年8月実施分の例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配付の文書のとおりであります。  
これをもって諸般の報告を終わります。  
ここで暫時休憩いたします。

午前9時01分休憩

---

午前9時13分再開

日程第4. 議案第39号

日程第5. 議案第40号

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

日程第4、議案第39号「令和3年度平生町一般会計補正予算」及び日程第5、議案第40号「平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

猛暑の中で17日間、熱戦が繰り広げられました東京オリンピックが閉幕しました。開催国の日本は、過去最多のメダル獲得となりました。1年の延期で難しい調整を迫られるも、開催に感謝してベストを尽くした選手や関係者の努力がこのような快挙に至ったのではないかと感じております。

今月9日の未明から朝にかけて、台風9号が接近し通過しました。勢力は強くありませんでしたが、県東部を直撃する予想に対し、8日午後から警戒態勢をとっていたところですが、幸い大きな被害の報告はございませんでした。

また、13日から停滞する前線の影響で西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となり、各地で被害が確認されたところがございます。本町では現在人的被害等の報告はございませんが、降り続く大雨のため土砂災害の危険度は高まっています。あらかじめハザードマップなどを確認し、早め早めの安全確保を心がけていただきますようお願い申し上げます。台風や大雨などのようにある程度予測できるものにつきましては、引き続き万全な初動体制を整え、対応に努めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いデルタ株の影響等により、全国的な感染拡大に歯止めがかかっておらず、山口県においても、クラスターの発生等により新規感染者数が急増し、本町のみならず、近隣市町でも新規感染者が連日確認されている状況でございます。

そのため、県では、今月末まで「デルタ株感染拡大防止集中対策」として、「県外との往来の自粛」、「外出機会の半減」など、県民の皆様、事業者への要請を実施しているところでございます。

本町では、17日から今月末までの期間、町公共施設等につきまして、休館または貸館業務の中止措置を実施しております。利用者の皆様には、御不便をおかけすることとなりますが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

町民の皆様におかれましては、このような状況について御理解いただき、不要不急の外出を控えていただき、引き続き基本的な感染対策の徹底に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

ワクチン接種につきましては、65歳以上の高齢者を含む12歳以上の接種率は、1回目の接

種率が8月11日現在、64パーセント、2回目の接種が約49パーセントとなっております。

そうした中、令和3年第8回平生町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、予算1件、条例1件でございます。

それでは、議案第39号「令和3年度平生町一般会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額494万2,000円を増額いたしまして、予算総額は59億8,481万円となるものであります。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染防止の観点から昨年度に引き続き敬老会行事を中止せざるを得ず、行事の代わりに各地域コミュニティ協議会と力を合わせ、記念品として商品券をお届けするという内容であります。コロナ禍で高齢者は、外出や地域との交流の機会が減少しており、町といたしましても社会的孤立を防ぎ、地域で元気にお過ごしいただきたいという気持ちであります。

地域のコミュニティ協議会としても、敬老会行事の開催がかなわず高齢者に対し何か敬意を表することはできないかと考えておられました。町と地域のコミュニティ協議会がそれぞれの思いを実現する話し合いを進め、町が商品券を作成し、地域のコミュニティ協議会が高齢者にお届けする協働の事業として進めることとなりました。

商品券をお届けして、外出の機会を提供するとともに地域活性化を図ることができるほか、地域のコミュニティ協議会も見守りと地域とのつながりを維持できる狙いがあります。

歳出から御説明申し上げます。

7ページの老人福祉総務費では、商品券の作成等に要する経費や地域のコミュニティ協議会が敬老会対象者に商品券をお届けする経費を計上いたしております。合わせて、敬老会行事の中止に伴い、計上いたしておりました補助金を減額いたすものであります。

戻りまして6ページの歳入であります。

財源として財政基金からの繰り入れにより対応いたすものであります。

以上で、議案第39号「令和3年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第40号「平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定が改正されることに伴い、本条例の条文中で当該法律の規定を引用しています文言の整理を行うものであります。

施行日につきましては、法律の施行日であります令和3年9月1日といたします。

以上をもちまして、提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思しますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 敬老会の行事ができないから、各家庭に商品券をコミ協を通じて配布するという政策のようです。地域のつながりや地域のお年寄りの見守りなどという成果の報告もございましたが、ちょっとお聞きしたいのは、この政策のこれまでの敬老会行事等に対する政策との整合性と、それから今後この政策をどう展開していくのかという見通し。これが1点です。

もう一つは財源です。財源は去年はまるまるもう、コロナで国からの財源対策ということで理解しております。今回は財政基金からの繰り入れです。これは今後、いろいろと国に働きかけて、国の財政措置が得られるのかどうかということです。

この点について、お伺いをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。まず、第一に整合性。今までの敬老会のあり方と今回の敬老の日のあり方につきましては、御承知のとおり、コロナ禍でございます。通常であれば、毎年、食事会を行ってたところですが、食事会はできないということで、かといって、敬老の日はございます。敬老の皆様方には、やはり敬意を表して何かしてあげたいということでございますが、一番皆さんが家で、このコロナ禍で出歩かない状況でありますので、商品券で何かほしいものを買っていただくということが、一つの敬老の方々に対して一番いいのではないかなということで今回はさせてもらいました。近隣市町の状況も踏まえて、検討をさせていただいたところでございます。

また、これからどうするのかということでございますが、もちろんこのコロナ禍が収束を図られれば、当然今までのとおり、お食事会を開催させていただこうというふうに思っております。

それから財源につきましては、今回基金の取り崩しという形で対応させていただいておりますが、もちろん例の交付金でございますね、これについてはまだ全額一応予算上にはなっておりますが、執行残が出る可能性もあります。この執行残を充てたいというのが一つでありますし、また国に対して、このコロナ禍がこのように長い間あるわけですので、当然私どももまた交付金をいただきたいということは、これは私ども町だけでなく、市町村全てのたぶん願いだと思っておりますので、市町会、町村会、知事会も含めて要望をしてまいりたいというふうに思っております。当

然国のほうも借金も結構あるみたいですが、ただ、コロナ禍という中でありますので、ぜひとも市町村に対して、また交付金を配分していただきたいというふうに思っておりますので、働きかけを十分してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 私は一つ、今、今年のこの敬老会に対する施策に対して反省をしているというか、あのときにはコロナでそれほど深く考えなかったんですよ。いざ動き出してみると、ああしまったと、これは物事を深く考えればよかったというように反省をしたんですが、まずその1はコミュニティ協議会の活動を阻害する対応だったんですよ。町から全部配られて。コミュニティ協議会に敬老会をやってくださいというお願いをしながらも、それを阻害する動きになったと。ああこれはしまった、失敗だったなという気がしました。それで今回調べてみましたら、今日報告がありましたように、コミュニティ協議会の活動を支援するという形で行われているようですから、それはそれで改善をされておると思います。また、各近隣の市町のこともお伺いしております。ですから、今回やむを得ないかなという気もします。

しかし、たぶんこれがあれば、みんな喜ばれると思うんですよ。去年も随分いい話を聞きました。でもね、これは続けられる政策じゃないんですよ。若干振り返ってみますと、昭和の50年代から60年代、ちょうど敬老の日が制定をされて、敬老会やったり、その時に敬老年金という制度をつくりまして、高度成長で社会が随分盛り上がった時代で、これまでの年寄りのおかげでこうなったんだということで積極的にやってきたんだと思うんですよ。ところが平成になってきて、だんだん高齢化が進んできて、財政的に重荷になってきたから、だんだんと廃止をしようという具合になってきました。平生町でもこの制度を廃止をして、いわゆる80歳とか90歳とか100歳とかいう所に絞って祝い金を出すという制度に、持ちこたえられないから変えてきたんですよ。その金額も減額をしてきたという経緯があります。

だから、このことを考えて確かにコロナではありますが、よく皆さんにこの点では周知しておいたほうがいい。この政策はずっと続けることのできる政策ではないということだけははっきりさせておいていただきたいんですよ。このことがそうでないと、また敬老会をやるよりはこのほうがええじゃないかということが2年続きましたから、根づく可能性もありますので、十分そのところはお願いをしておきたいと思います。

また、財政措置についても、強力に働きかけてもらった、コロナという特定のことだということで、よく財源対策を国に申しteいただくようにお願いをしておきます。

私のこの政策に対する意見も含めて申し上げました。

○議長（中川 裕之君） ございますか。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員おっしゃる通り、これは永久に続く政策ではありません。私もコロ

ナ禍がなくなれば、もとの姿に戻したいというふうに思っております。やはりそのことにつきましては、やはり皆さん期待をされると思うので、そこははっきり今コロナ禍で皆さんお集まりにならない事態だから行っておりますということをはっきり申し伝えて、コミュニティ協議会さんのほうにもちゃんとそこの趣旨はよく理解して配ってくださいというふうにお伝えするつもりであります。

財源につきましては、おっしゃるとおり、昨年度はちゃんと交付金という形で配っていただいたんですが、今年度はまだ一回も交付金という形では配っておりません。ただ、状況が変わったかと言ったら、変わっておりません。ワクチン接種も今市町村に全部打ってる、ワクチン接種分はいただいておりますが、それだけじゃなくコロナ禍が続いている状況でありますので、やっぱりいろいろな対策をやっていかなければいけないという中でございますので、当然国のほうに対して交付金の配分をお願いしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 他に質疑はありませんか。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 私も委員会の時に、この配ることが、一応皆さんもらえればいい、うれしいけれどどこから出てるのか、そういったことは全く考えてくださらないので、これをなくしたら、今度は喜びが不満になってくる。そういった危ういところは、私はすごく心配しております。

先ほど平岡議員のほうから、今までの流れがございました。私もその当時、婦人会の会長をしておりましたので、敬老祝金なんかをどんどん落としていって、本当に心苦しいけれど、もうしょうがないから高齢の皆さんにも御理解いただくという形で政策を進めてきました。締めるというのはすごく難しい。本当に不満に結びつきます。配るのはとてもみやすいからですね。ただ、基金を崩さないといけないぐらいの、今平生町はそういう立場にあります。近隣の市町村と比べるのもいいんですけど、財政も近隣の市町村と比べられたんでしょうか。お年寄りの中にも、自分たちに使うよりは若い世代に使ってくださいというふうに言われた方もたくさんいらっしゃいます。

そのあたりもしっかりと考えて、敬老会をこれからどうしていくか、もう一度よく考えてください。今までもずっとそれを考えながら形を変えてきた経緯がございますので、こういった大変な中、財政的にも平生町苦しい中ですので、どうしたら一番皆さんが納得しながら、でも平生町がこれでよかったなと思われるような、バラマキが不満にならないように。

もちろん一人一人伝えながらと言われますけれど、伝わらないんですよ。今回の商品券の件でも、あの1万5,000円の、すぐに使えると思ってた。近隣が使えるから、すぐに使えると思ってた。それがすごい不満になっているというのを何人かから聞きました。「まあ、1万円で



1万5,000円が買えるんじゃないか、ええじゃ」と私も言ったんですけど、出す1万円が大金な方もいらっしゃるんですよ。すぐ使えないのなら、もう少し後に買いに行くんだとおっしゃる方もいらっしゃいます。それぞれ皆さん立場が違う、懐具合も違いますので、そういったことも考えながら、敬老会をどうしていくか、もう一度よく考えてその方向に向かっていってください。

これは私の要望でございます。

○議長（中川 裕之君） 要望ですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） ありませんね。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第39号「令和3年度平生町一般会計補正予算」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（中川 裕之君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第8回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時36分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長            中 川   裕 之

署名議員        村 中   仁 司

署名議員        中 丸   和 則